

概 要

本報告は、不妊手術及び人工妊娠中絶の実施状況を把握し、母性保護に関する諸施策推進の基礎資料を得ることを目的とする。

なお、平成13年度までは、「母体保護報告」として実施していたが、14年度からは「衛生行政報告例」と統合して実施している。

1 報告の対象

平成19年4月1日から20年3月31日までの間に、母体保護法(昭和23年法律第156号)の規定に基づいて行われた不妊手術及び人工妊娠中絶を対象とする。

2 報告の種類

不妊手術及び人工妊娠中絶とする。

3 報告事項

(1) 不妊手術

母体保護法第3条第1項第1号 母体の生命危険

2号 母体の健康低下

(2) 人工妊娠中絶

母体保護法第14条第1項第1号 母体の健康

2号 暴行脅迫

4 諸率の算出

$$\text{不妊手術実施率} = \frac{\text{不妊手術総件数}}{\text{20歳以上50歳未満総人口}} \times 100,000$$

$$\text{人口妊娠中絶実施率} = \frac{\text{人工妊娠中絶総件数}}{\text{15歳以上50歳未満女子総人口}} \times 1,000$$

総人口は、外国人人口(年齢階級別)を含むものである。